

指 定 学 校 の 変 更 基 準

伊 那 市 教 育 委 員 会

許 可 基 準	期 間 (最大限)	手 続 (提出書類)
① 転居により指定学校が変更となる場合	当該学年終了までの期間	「指定学校変更願」 (様式第8号の1)
② 住宅の新築又は転居予定のため短期間通学区域外から通学する場合	当該事由が消滅するまでの期間	①に同じ 及び「公庫等借入証明書」「建築証明」「入居証明」等の写し
③ 母子・父子家庭又は保護者の勤務の事情等で児童の下校先(自宅)に保護者がいない場合	当該事由が消滅するまでの期間	①に同じ
④ 指定学校に特別支援学級が無く、他の特別支援学級設置校の特別支援学級に就学する場合	特別支援学級就学の事由が消滅するまでの期間	①に同じ
⑤ 指定学校に日本語教室が無く、他の日本語教室設置校の日本語教室に就学する場合	日本語教室就学の事由が消滅するまでの期間	①に同じ
⑥ 伊那中央病院での入院加療を必要とし院内学級に在籍又は身体虚弱により指定学校への通学が困難な場合 (伊那小学校・伊那中学校)	当該事由が消滅するまでの期間	①に同じ 及び「診断書」「院内学級入級願」
⑦ 隣接する通学区域の小・中学校への通学距離が指定学校への通学距離より短い場合で、当該受け入れ学校の施設面等に支障が無い場合	卒業までの期間	①に同じ 及び「通学距離等申告書」
⑧ 家庭の特殊事情や児童・生徒本人の個別の事情により教育的配慮が必要と認める場合	当該事由が消滅するまでの期間	①に同じ

※④、⑦については、学級編制等の関連から前年度1月末日までに指定学校の変更認定を行い、年度中途の認定は転校等の特別な事情がある場合を除き行わない。他は随時認定を行う。

※変更した学校への通学については、保護者が一切の責任を持ち通学させることとする。